

お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまなお知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
美浜創生戦略課	32-6715
エネルギー政策課	32-6716
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
健康づくり課	32-6713
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
みはまブランド開拓課	32-6714
教育政策課	32-6708
生涯学習課(なびあす内)	32-1212
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館(なびあす内)	32-0083
きいぱす	39-1116
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
歴史文化館	32-0027
給食センター	32-2111

子育て支援センターの催しをお知らせします

○育児講座

◆「子育てについて」

●日時 7月11日(水)

午前10時30分～11時30分

●会場 はあとぴあ

●対象 どなたでも

●講師 林昇平氏

(子育てマイスター)

●内容 ふれあい遊びを行います。

●費用 無料

●申込期間 7月9日(月)まで

※お問い合わせ先

子育て支援センター(担当・河村)

☎32-0192

生活困窮者自立支援制度を「活用ください」

県では、暮らしや仕事で困っている方や不安のある方の相談をお聞きし、「生活の立て直し」のお手伝いをしています。

●生活に関する悩みの例

・働きたくても仕事が決まらない

・生活が苦しい

・就職が上手くいかず家に引きこもっている

・電気・ガスが止まりそう

・借金があり家計の管理ができない

●対象 本人以外に家族や親類等、周りの人からの相談も受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせ先

二州健康福祉センター

☎22-3747

学習教室ボランティアを募集します

県では、さまざまな事情を抱える家庭の小中学生を対象とした学習教室で、勉強を教えていただける方を募集します。

●時間

土日または平日夕方以降の2時間程度

●対象

教員OB、大学生等(教員免許の有無は問いません)

●謝礼

1回2,000円(旅費別途)

●その他 都合がつく日時、場所だけの参加も可能です。詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせ先

二州健康福祉センター

☎22-3747

(市町村振興宝くじ) サマージャンボは県内で購入を

市町村振興宝くじサマージャンボの収益金は、市や町の明るく住みよいまちづくりに使われます。県内の宝くじ売り場で購入をお願いします。

●サマージャンボ

1等・前後賞合わせて7億円(1等5億円・前後賞各1億円)

●サマージャンボミニ

1等・前後賞合わせて7千万円(1等5千万円・前後賞各1千万円)

●発売期間(同時発売)

7月9日(月)～8月3日(金)

※お問い合わせ先

(公財)福井県市町振興協会

☎0776-571633

平成30年秋開館

「美浜町健康楽膳拠点施設」の愛称を募集します

町では、レストランと直販所が一体となった施設として、久々子湖岸近くに整備する「美浜町健康楽膳(※)拠点施設」の愛称を募集します。

本施設は、楽しく膳を囲み食と運動を通して健康づくりを推進する拠点として、レストランでは四季折々の旬の地元野菜等を使用した魅力的な料理を提供します。また、直販所では旬の食材や加工品等、関連する産品等を販売する等、本施設において食材の効能等を広く知っていただき、健康増進や農林水産業等地域産業の振興を図ることとしています。

募集内容は右記のとおりです。

(※)楽膳とは「四季折々の日々の食事によって健康を取り戻し、楽しく膳を囲み身も心も穏やかにする「食養」を目的とした健康的な料理等」という意味の造語です。



※お問い合わせ先 町企画政策課「美浜町健康楽膳拠点施設・愛称募集係」

☎32-6701 FAX 32-1115

■募集期間

7月17日(火)まで(当日消印有効)

■賞

応募作品の中から「最優秀賞」1点に賞状及び副賞を贈ります。

■応募資格

どなたでも(美浜町民の方以外でも可)

■応募規定

・応募作品は、自作で未発表のものに限ります。
・一人につき、何点でも応募可能です。

■応募方法

応募用紙またはA4白紙用紙に「愛称」「愛称の解説」「郵便番号」「住所」「氏名(ふりがな)」「年齢」「電話番号」「応募年月日」を記入し、下記まで持参または郵送、FAX、メール(kikaku-seisaku@town.fukui-mihama.lg.jp)にてご応募ください。詳しくは募集要項をご確認ください。

防災行政無線を用いた全国一斉の

緊急情報の伝達試験を実施します

【日時】7月5日(木) 午前10時頃(緊急地震速報)

実施日時	情報伝達手段	放送内容
7月5日(木) 午前10時頃	防災行政無線 及び 音声告知放送	<チャイム>こちらは防災美浜町です。ただ今から訓練放送を行います。 <緊急地震速報チャイム音> 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回) こちらは防災美浜町です。これで訓練放送を終わります。<チャイム>

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・久木) ☎32-6716

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

8月1日(水)から後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります

現在お使いいただいている保険証(緑色)の有効期限は、7月31日(火)までです。7月中に福井県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証が簡易書留で郵送されますので、8月1日(水)からは新しい保険証(桃色)をお使いください。

なお、負担割合は前年の所得で判定します。これまでと負担割合が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

※お問い合わせ先 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎0776-54-6330

町住民環境課(担当・馬野) ☎32-6703



(新)桃色

ニュース

国民年金保険料の追納・後納について

国民年金保険料の法定免除や申請免除(全額・一部)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって先に経過した(古い)月分から納める(追納)ことができます。

【追納制度利用における注意点】

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した(古い)月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 保険料の免除や納付猶予等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納される場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

【国民年金保険料の「後納制度」について】

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。しかし、法律改正による時限措置として、過去の5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成30年9月まで実施されています。後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

- 後納制度は、次の方がご利用できます。
- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある方
 - ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③ 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方等
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。
- 追納制度及び後納制度を利用するには申し込みが必要です。

※お問い合わせ・お申し込み先 **ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004**
敦賀年金事務所 ☎23-9904

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。寄附禁止のルールを守り明るい選挙を実現しましょう。次のものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ■ お祭りへの寄附・差し入れ | ■ 入学祝、卒業祝 |
| ■ 落成式・開店祝等の花輪 | ■ 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差し入れ |
| ■ お歳暮・お年賀 | ■ 町内会の集会や旅行等の催物への寸志・飲食物の差し入れ |
| ■ 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝・香典 | ■ 病気見舞い |
| ■ 葬儀の花輪・供花 | |

※詳しくは総務省のホームページをご覧ください [総務省 寄附の禁止](#)



※お問い合わせ先 **町総務課・町選挙管理委員会事務局(担当・森下) ☎32-6700**

今年で68回目を迎える「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

7月を強調月間とし、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会作りを推進していきます。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

『コラボ★ほしまつり』

美浜駅前の活性化のため、町内のまちづくりグループが集い、「コラボ★ほしまつり」を開催します。

皆さん、ぜひ遊びに来てください。

日時 7月7日(土) 午前10時～午後2時

場所 美浜駅前・美浜町観光センター

- 内容**
- ・大抽選会
 - ・苗木販売
 - ・笹飾り作り
 - ・各種出店
 - ・音楽ライブ
 - ・花苗プレゼント
 - ・プチカフェ



※お問い合わせ先 **美浜駅前イベント実行委員会 加茂 ☎32-0239**

●今年度の重点事項

- ・ 出所者等の事情を理解したうえで雇用する企業の数を増やす
- ・ 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らす
- ・ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作る
- ・ 犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作る
- ・ 非行少年等が学びを継続できる環境を作る

町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

※お問い合わせ先

社会を明るくする運動実施委員会
 町住民環境課担当・津原
 ☎32-6703

第23回美浜地区自衛消防隊 操法大会を開催します

●日時 8月19日(日)

午前8時30分～正午

●会場 美浜消防署 消防訓練場

●操法種目

- 男子消火栓の部(地区の部)
- 男子消火栓の部(職域の部)
- 女子消火栓の部

●操法要領

1チーム4名1組で、訓練場に設置された地上式消火栓からホースをのばし、約50メートル先の火点(的)に放水し、タイムと行動を競います。

●申込期間 7月20日(金)まで

●その他

7月初旬に各区長及び事業所あてに参加申込書を送付します。持参または郵送にてお申し込みください。

※お問い合わせ先

美浜消防署 ☎32-1190



もの忘れ相談会を開催します

●日時 7月18日(水)

午後1時～2時

●会場 東部診療所

●対象

町内在住で、もの忘れや認知症について不安のある人またはその家族

●費用 無料

●定員 2人

●内容

東部診療所と高齢者支援センターの専門のスタッフが対応します。個別相談できますので、お気軽にご相談ください。

●その他

事前申込が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせ先

町福祉課 高齢者支援センター(担当・藤木)
 ☎32-6704



木造住宅の耐震診断と補強プラン作成を補助します！

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成費用の一部を補助します。

耐震診断
大地震での倒壊の可能性を判定する診断

補強プラン
耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の工事費用について提案を行うもの

- 募集件数 5件 (先着順)
- 個人負担 一戸あたり 10,000円
- 申込方法 町土木建築課へ申込書を提出
※申込書は、町ホームページまたは町土木建築課にあります。

美浜町木造住宅耐震診断等促進事業 [検索](#)

※お問い合わせ先
町土木建築課(担当・増田) ☎32-6707

- 受験資格
- 警備官
- ① 平成30年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない方及び平成31年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方が認められた方
- ② ①に掲げる方に準ずると人事院が認めた方

- 第1次試験 9月23日(日)
- 申込方法 インターネットでの申し込み、または受験申込書に記入の上、郵送または持参でお申し込みください。
- 受付期間
▼ インターネット
7月17日(火)～7月26日(木)
▼ 郵送または持参
7月17日(火)～7月19日(木)
- お問い合わせ先
・名古屋入国管理局総務課
(名古屋港区正保町5-18)
☎052-5559-2150
・ホームページ
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

重度身体障害者等タクシー利用料金助成事業のお知らせ

重度身体障害者等の生活の利便を促進し、福祉の向上を図ることを目的にタクシー利用(初乗り)料金を助成します。

● 対象

- 町内在住で、次のいずれかに該当する方。
- ① 身体障害者手帳1級の方、下肢、体幹、視覚障害で2級の方、またはじん臓機能障害で血液透析療法を受けている方
- ② 療育手帳A1またはA2の方
- ③ 80歳以上で、他に同居の親族がいない方

※①または②に該当する方で、生計を同じにする人が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外になります。

● 助成額(タクシー乗車1回あたり)

(一社) 福井県タクシー協会加盟のタクシー事業者が定める初乗運賃の額(※)。
(※) 1年につき36回分(年の途中に助成対象となった場合は月割りで算出した回数)に相当する額を限度額とする。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当・萩原)
☎32-6704

福井Uターンセンターをご利用ください

福井Uターンセンターでは、福井と東京、大阪、名古屋に相談窓口を設置し、福井県へのUターンをサポートしています。福井へのUターンや移住をお考えの方は、お気軽にご利用ください。

	福井(本部)	東京オフィス	大阪オフィス	名古屋オフィス
住所	福井市手寄1丁目4-1 AOSSA 7階	千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階	大阪市中央区瓦町2丁目2-14 福井県大阪事務所内	名古屋市中区丸の内1-17-19 キリックス丸の内ビル2階
電話番号	0776-43-6295	03-6273-4322	06-6226-1688	052-218-4113
受付時間	午前9時～午後6時 (土曜は午後5時30分まで)	午前10時～午後6時	午前10時～午後5時	午前10時～午後5時
支援内容	Uターン就職に関する各種相談、就職面接会等イベントの情報提供 等			

教育委員会の活動をお知らせします

町教育委員会では、会議を月に1回程度開催し、町の教育政策について審議しています。
平成30年美浜町教育委員会(第1回～第5回)では、下記の議案を審議し、すべて議決されました。

○第1回教育委員会(1月26日開催)

議案番号	議案名
第1号	区域外就学について
第2号	教育財産の使用について
第3号	美浜町生涯学習センターなびあすの喫茶に係る指定管理者募集について
第4号	美浜町地区公民館の館長及び主事の任用及び服務に関する規程の制定について

○第2回教育委員会(2月21日開催)

議案番号	議案名
第5号	区域外就学について
第6号	区域外就学について
第7号	美浜町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について(継続審議)
第8号	美浜町立美浜中学校部活動指導員に関する規則の制定について

○第4回教育委員会(4月19日開催)

議案番号	議案名
第15号	佐竹良三郎奨学育英基金奨学金貸付の承認について
第16号	美浜町文化財保護委員会委員の委嘱について
第17号	美浜町社会教育委員会委員の委嘱について
第18号	美浜町給食センター運営委員会委員の委嘱について

※ 今後は会議が開催されましたら、その都度、広報みはままでお知らせします。

○第3回教育委員会(3月29日開催)

議案番号	議案名
第7号	美浜町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
第9号	区域外就学について
第10号	美浜町幼稚園型一時預かり事業実施要綱の制定について
第11号	平成30年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の設置について
第12号	平成30年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の協議結果の尊重について
第13号	子ども包括支援に係る連携事務の補助執行について
第14号	美浜町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○第5回教育委員会(5月31日開催)

議案番号	議案名
第19号	美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第20号	美浜町社会教育委員会運営に関する要綱の制定について
第21号	美浜町図書館協議会委員の委嘱について
第22号	夏季休業中における学校閉鎖について

※お問い合わせ先 町教育政策課(担当・浜野) ☎32-6708
町生涯学習課(担当・芝井) ☎32-1212

みはま
“郷育プログラム”
関連講座

みはま土曜歴史文講座

受講料
無料

※展示室への入室には入館料が必要です

座学 伊藤正作と「耕作いろはうた」(幕末明治福井150年博関連講座)

日時 7月21日(土) 午前10時～11時30分
講師 今村 正憲 氏(元 美浜町誌編纂委員会 副委員長)
会場 美浜町歴史文化館 研修室2
内容 郷土の偉人、伊藤正作氏の業績を通じて美浜の近代社会を学びます。
定員 50人

※事前に町歴史文化館まで申し込みをお願いします。(会場に余裕がある場合、当日受付可)

※お問い合わせ先 町歴史文化館(担当・松葉) ☎32-0027